

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

東陽テクニカはその使命として「世界と日本の技術の架け橋(テクノロジー・インターフェース)として“はかる”技術で日本の産業発展に貢献する」、「公明正大な経営を貫き、社員を大事にし、顧客、株主、国内外の取引先からの信頼を得る」、「継続的安定成長を通して、社会の一員として価値ある存在となる」の三つを掲げ、その実現のために経営の透明性・健全性を高め、かつ経営の効率性を向上させていくことを基本方針として、コーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

直近の株主構成における機関投資家や海外投資家の保有比率を踏まえ、電子行使プラットフォームを利用する場合の費用対効果を考えますと、現時点では実施する状況でないと考えておりますが、機関投資家や海外投資家の保有比率等を勘案し、引き続き検討を行って参ります。なお、英訳した招集通知につきましては、当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-1-2】

企業理念を公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。しかしながら、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟な経営判断を行い、最適な結果を実現するため中期経営計画の策定および公表は行っておりません。中期経営計画を策定、公表の必要性は引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性評価につきましては、アンケート方式等による調査を実施し、その結果に基づき、分析・評価を行い、改善することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

1)当社は、取引先や提携先との安定的な取引関係の維持・強化を図ることが、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、当該相手先の株式を保有しています。

また、保有する株式について、上述の保有目的に照らして、定期的に検証を行います。

2)当社は、当社との取引関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという観点から、議決権行使の内容を決定しており、保有先の会社提案を、無条件に賛成することはありません。

【原則1-7】

当社は法令及び取締役会規程等の社内規程により、取締役と会社間の取引については取締役会の附議・報告事項としており、また、承認決議後に行われた実際の取引内容についても取締役会で報告することにしております。

【原則3-1】

(1)当社の経営理念や経営戦略などは当社ホームページに掲載しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定方針

方針:取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責及び実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。

手続:上記方針に基づき、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。

(4)取締役としては、人格・識見に優れ、経営陣幹部を任せるにふさわしい人物を、取締役会で選任しています。

社内取締役候補者については、当社の経営全般に関与してもらうことで、当社の利益に資する人物を取締役会で指名しています。また、社外の意見を反映させるため、十分な知識と経験を有する社外取締役候補者を取締役会で指名しています。

監査役候補者については、取締役の職務の執行の監査を公正に行うことができる知識と経験を有し、監査機能を十分に発揮することができる人物を指名しています。

(5)取締役・監査役の個々の選任理由については株主総会招集通知にて開示します。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会規程により定められた決議事項、経営に係る重要事項について判断、決定を行っております。

取締役会で決議した稟議規程により、重要性または金額等で基準を設けて取締役社長、業務執行取締役に権限を委任しています。

【原則4-8】

東京証券取引所の定める独立性基準を満たした独立取締役2名を選任しています。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかという観点から、社外独立取締役の候補者を

選定しています。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は現在9名で構成されております。事業規模、事業形態等を考慮した上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保し、当社に最適な取締役会となるような人員構成としております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備えた人材を役員に選任することとしており、選任後も役員自身における研鑽を原則としておりますが、法務や財務などの最新の動向については、役員向けの社内研修会や外部セミナーを通じて知識を深めております。

【原則5-1】

当社は、経営企画部にIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。アナリスト・機関投資家向けには、毎四半期に決算説明会を開催し、代表取締役社長が、決算内容及び業績見通し、経営戦略等を説明しております。それらの内容については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

なお、株主からの意見・懸念事項等につきましては、経営陣に対し適時・適切にフィードバックしております。また、情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,401,000	5.66
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,339,100	5.41
明治安田生命保険相互会社	1,036,100	4.19
株式会社みずほ銀行	959,058	3.88
東陽テクニカ従業員持株会	725,352	2.93
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	539,900	2.18
西日本鉄道株式会社	523,800	2.11
野村 とき	470,330	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	434,200	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	433,800	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山延義	他の会社の出身者											
大久保信行	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山延義	○	・独立役員	< 招聘理由 > 経営者としての優れた見識と豊富な経験に基づき、社内の取締役に対する監督機能と経営全般に対する助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上を実現できるため。 < 独立役員指定理由 > 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目のいずれにも該当しない社外取締役であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任であると判断したため。

大久保信行	○	・独立役員	< 招聘理由 > 自動車振動解析分野の専門家としての優れた見識と豊富な経験に基づき、社内の取締役に対する監督機能と経営全般に対する助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上を実現できるため。 < 独立役員指定理由 > 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目のいずれにも該当しない社外取締役であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任であると判断したため。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は有限責任監査法人トーマツとの間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社監査役と有限責任監査法人トーマツは定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査体制、監査計画の他、期中に発生した問題点等について情報交換を実施しております。また、事業年度毎に実施される会計監査人による監査報告会には、監査役全員が出席し、具体的な決算内容について意見交換しております。

当期において当社の監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員、業務執行社員2名であり、また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及びその他3名であります。

内部監査部門としては監査室(2名)を設置しております。監査室は、内部監査計画に基づき、リスク管理の観点から内部監査を実施し、代表取締役及び担当取締役に報告するとともに、必要に応じて改善提言を行い、内部統制を図っております。なお、監査役と監査室は適宜会合を設け、情報・意見を交換し、相互の連携により内部監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野崎一彦	他の会社の出身者													
森川紀代	弁護士													
堀之北重久	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎一彦	○	・常勤監査役 ・独立役員	< 招聘理由 > 経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的な視点での適法性監査を中心とした経営監視を実現できるため。 < 独立役員指定理由 > 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目のいずれにも該当しない社外監査役であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任であると判断したため。
森川紀代	○	・独立役員	< 招聘理由 > 弁護士としての経験並びに幅広い知識に基づき、客観的な視点での適法性監査を中心とした経営監視を実現できるため。 < 独立役員指定理由 > 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目のいずれにも該当しない社外監査役であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任であると判断したため。
堀之北重久	○	・独立役員	< 招聘理由 > 財務会計分野での豊富な経験及び実績に基づき、客観的な視点での適法性監査を中心とした経営監視を実現できるため。 < 独立役員指定理由 > 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目のいずれにも該当しない社外取締役であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

役員賞与総額は、当期純利益に一定の割合を乗じて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

- (1) 第53期定時株主総会決議分(平成17年12月20日決議) 当社従業員を対象
(2) 第58期定時株主総会決議分(平成22年12月17日決議) 当社取締役を対象

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額229百万円

監査役の年間報酬総額29百万円

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 上記支給額には、取締役6名に対する役員賞与48百万円を含んでおります。
3. 上記支給額には、取締役6名に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)による報酬額18百万円が含まれております。
4. 平成3年12月19日開催の第39期定時株主総会決議において、取締役の報酬額を年額250百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。)、監査役の報酬額を年額40百万円以内と決議いただいております。また、平成22年12月17日開催の第58期定時株主総会決議において、取締役の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記には、平成28年12月20日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しており、その範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定する旨、役員の報酬等に関する規定に定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社における社外取締役(社外監査役)のサポート体制としましては、当該取締役(監査役)の指示に基づき、監査室及び経営企画部が随時業務を補佐する体制をとっております。

また、情報伝達体制としましては、月2回定期的に開催される取締役会に社外取締役(社外監査役)全員が出席するとともに、必要に応じて代表取締役が社外取締役(社外監査役)に重要事項等を報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は9名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は原則月2回開催され、業務執行のほか指名並びに報酬にかかわる重要事項の決定、報告がなされており、適切な意思決定を行うため、必要に応じて、関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。さらに7名の業務執行取締役は原則週1回開催の執行会議に出席し、重要案件について意見交換し、方針を決定しております。この執行会議では、必要に応じて各部門長等の意見を聴取し、参考にしております。なお、社外取締役は独立した中立的な立場から経営判断を行っており、指名についても適切な助言を得ております。

一方、当社の監査役会は、東京証券取引所が規定する独立役員の資格を満たす社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役です。各監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、必要な事項を報告しております。監査役会は、適切な監査を行うため、必要に応じて、常勤監査役が中心となり、関連部署や取締役会事務局である経営企画部へ情報や資料の提供を求めています。更に、監査室と連携して必要な調査を実施し、適宜取締役や従業員、会計監査人等に報告を求め、重要な会議に出席して実効性のある監査業務に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役は、情報・通信業での経営者、あるいは工学博士としてそれぞれ活躍してきた人材です。東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。経営者あるいは工学博士としての優れた見識と豊富な経験に基づき、社内の取締役に対する監督機能に加え、経営全般に対する助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っております。

当社の監査役会は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たす社外監査役3名で構成されており、当社と社外監査役各氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役3名は、経営者、弁護士、あるいは会計士としてそれぞれ活躍してきた(もしくは活躍中の)人材です。こうした他業界での豊富な経験及び経営者、弁護士、あるいは会計士としての実績に基づき様々な着眼点から実施される監査は、適法性の監査に留まらず、経営の監視機能として大きな役割を果たしております。

また、各監査役は取締役会に出席し、客観的な立場から、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されていると判断し、現在の体制を採用しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を基にして選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案に関して十分な検討が実施できるよう、株主総会開催日の22日前に株主総会招集通知を発送しており、発送に先立ち当社ウェブサイトで株主総会招集通知の内容を開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で株主総会を開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知・決議通知、年次・中間報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長の管轄の下、経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページにおいて経営理念／社員行動指針／社員の心得(倫理規定)を掲示し、徹底に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2005年9月にISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令のほか、当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示制度に従い、情報開示を行います。また、適時開示制度に該当する情報のほか、事業活動に関して重要であると判断した情報について、積極的に開示します。
その他	当社は、持続的な成長を確保する観点から、国籍、男女差、年齢等に関係なく、能力、実績によって公正に評価し、処遇する方針を採っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会決議により定めた、内部統制システムの基本方針の内容は、次の通りです。

1. 当社企業グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基礎として、「社員の心得(倫理規定)」を制定し、取締役及び従業員等が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。その徹底をはかるため、リスク管理担当役員が当社企業グループのコンプライアンスの取組みを統括し、社内研修等の教育を行う。
内部監査部門はリスク管理担当役員と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査し、その結果は取締役会及び監査役会に報告される。
法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の通報システムを設け、内部通報に関する規定に基づき運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録、決裁書その他職務に関する情報を、文書管理規則等の社内規定に従い適切に保存、管理し、取締役及び監査役は常時これらを閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規定の策定にあたる。同規定においてリスクカテゴリー毎の責任部署または委員会を定め、当社企業グループ全体のリスクを網羅的総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。リスク管理担当役員は、内部監査の結果を報告し、当社企業グループにおけるリスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は、取締役会及び監査役会に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会を原則として月2回開催し、経営上の重要事項について審議し、決定する。また、重要案件については原則として全取締役による議論を経て審議決定するものとする。取締役会の決定に基づく業務の執行は、組織規則、業務分掌規則に従って各責任者がこれを行う。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置き、リスク管理担当役員が当社企業グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。グループ各社の経営は自主性を維持しながら、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。取締役はグループ会社において法令違反等の重要事項を発見したときは、監査役に報告する。グループ各社は当社の経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は監査役に報告する。監査役は報告を基に必要な施策の実施を求めることができる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、必要に応じて、適切な社員を監査役の職務を補助すべき使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができる。また、当該社員は、その命令に関して、取締役及び上長の指揮、命令を受けない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は当社企業グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、速やかに監査役に報告する。監査役は取締役会に出席して重要な決定事項及び業務の執行状況を把握するほか、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。社内通報に関する規則を定め、適切な運用をもって法令違反等コンプライアンス上の問題について監査役に確実に報告できる体制を確保するものとする。なお、監査役がその職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その内容を確認したうえで速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、「反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、不法、不当な要求には応じない」という方針のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向けた取組みを推進しております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

- (1) 警察・特殊暴力防止対策協議会・弁護士をはじめとした外部専門機関等からの情報収集に努めるとともに、有事には速やかに報告・相談し、緊密な連携のもと事態に対処できる体制を構築しております。
- (2) 取引先等に提示する当社標準の契約書等に暴力団排除条項を導入しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社は、重要な会社情報の適時開示を上場企業の重要な責務と認識し、健全で信頼される会社経営を行うための根幹に据えております。この基本姿勢の下、各部門(子会社含む)において決定または発生した事実を社内規則にのっとり、情報取扱責任者(総務担当取締役)が一元的に把握・管理し、適時適切に開示するための社内体制を以下の通り整えております。

報告された重要事項のうち、機関決定を必要とする事項については、情報取扱責任者により重要事項決定機関である取締役会及び株主総会に上程されます。取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示が求められているもの、当社が適時開示をすべきと判断したもの、及び株主総会において決議された重要事項は、情報取扱責任者の指示により速やかに総務部または経理部によって開示されます。発生事項につきましても、適時開示規則に従い開示が必要なものは、情報取扱責任者の指示により総務部または経理部によって開示されます。

なお、当社はこの開示過程で常に情報取扱責任者を經由し管理することで、重要事項の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。

